

小諸市動植物の保護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に生息する動植物が市の優れた自然環境を象徴する貴重な存在であり、動植物との共存が市民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、自然環境の保全を図るとともに動植物を保護する意識を高め、もって将来の世代に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「動植物」とは、市内に生息し、又は生育する爬虫類、両生類、魚類、昆虫類その他動物及び植物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、動植物の保護のために必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、動植物を適正に保護するよう努めるとともに、市が実施する動植物の保護に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に当たって、動植物を適正に保護するよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する動植物の保護に関する施策に協力しなければならない。

(保護動植物及び保護地区の指定)

第6条 市長は、動植物を保護するために、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める動植物又は地区を指定することができる。

(1) 保護動植物 野生の動植物であって、それらを保全し、又は繁殖を図るために保護することが必要なもの

(2) 保護地区 保護動植物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）又は生育地であって、それらを保全し、又は繁殖を図るために保護することが必要な地区

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、小諸市環境条例（平成12年小諸市条例第27号）第17条に規定する小諸市環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の保護地区を指定しようとする場合において、その土地の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が複数あるときは、その全てから同意を得なければならない。

4 市長は、保護動植物又は保護地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

5 市民及び事業者は、保護地区として指定を受けるべき土地又は保護動植物として

指定を受けるべき動植物等があると認めるときは、その指定について市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、申出をした者に対して、その申出に対する措置を通知しなければならない。

(標識の設置)

第7条 市長は、保護動植物又は保護地区を指定したときは、当該区域内にその旨を表示した標識を設置することができる。

(指定の解除及び区域の変更)

第8条 市長は、保護動植物又は保護地区について必要があると認めるときは、その指定を解除し、又は区域の変更をすることができる。

2 前項の指定の解除又は区域の変更については、第6条第2項から前条までの規定を準用する。

(行為の届出等)

第9条 保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、又はその土地の形質を変更すること。

(3) 土石類を採取すること。

(4) 水面を埋め立てること。

(5) 木竹を伐採すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、動植物等の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として規則で定めるもの

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る受理通知を受けた後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該保護地区における動植物等の保護のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、届出があった日から起算して30日以内に限り、当該動植物等の保護のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、又は計画の変更等必要な措置をとるべき旨を指導することができる。

4 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、前項に規定する期間内に同項の規定による禁止又は指導することができない合理的な理由があるときは、その必要な限度において同項の期間を延長することができる。この場合において、市長は、第1項の規定による届出をした者に対して、前項に規定する期間内に期間を延長する旨及びその理由を通知しなければならない。

- 5 通常の管理行為又は軽微な行為であって、規則で定めるものについては、第1項の規定は適用しない。
- 6 国又は地方公共団体が第1項各号に規定する行為をしようとするときは、届出に代え、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。
- 7 保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際、現に当該保護地区内において第1項各号に掲げる行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

(捕獲等の制限)

第10条 何人も、保護動植物の生きている個体（卵及び種子を含む。ただし、飼育し、又は栽培している個体若しくは繁殖させた個体は除く。以下同じ。）の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に基づく場合
 - (2) 学術研究又は種の保存を目的として繁殖をさせるために保護動植物の生きている個体の捕獲等をする場合
 - (3) 人の生命又は身体の保護に必要な場合
 - (4) 人の財産の管理に必要な最小限の行為を行う場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合
- 2 前項の規定に違反して捕獲等をされた保護動植物の個体及びその器官並びにこれらの加工品は、所持し、譲渡し、若しくは譲り受け、又は引渡し若しくは取引をしてはならない。

(立入調査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして保護地区内の土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該地区内において行われている行為の状況を調査させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 何人も、正当な理由なく第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(中止命令)

第12条 市長は、第9条第1項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者又は同条第3項の規定による禁止若しくは指導に応じない者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることが

できる。

- 2 市長は、第9条第1項の規定による届出をした者が、当該届出の内容と異なる行為をしたと認めるときは、当該行為の中止を命じ、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称）並びに違反等の内容を公表することができる。

(1) 第10条の規定に違反した者

(2) 前条の規定による命令に従わない者

- 2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、公表をされることとなる者に対し、あらかじめその理由を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

(動植物保護活動団体の認定)

第14条 市長は、市民又は事業者が組織する動植物等の保護に資する活動を行う団体を動植物保護活動団体（以下「活動団体」という。）として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則に定めるところにより、その旨を市長に申請しなければならない

- 3 市長は、申請の内容が、規則で定める要件を満たすときは、当該団体を活動団体として認定し、自然環境の保全に関する情報の提供その他の活動に対する支援に努めるものとする。

- 4 活動団体は、申請した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 5 市長は、認定を受けた活動団体について、規則で定めるものに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条の規定に違反した者

(2) 第12条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に対しても同条の過料を科する。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。